

## 校庭夜間有効活用実施要綱の特例に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）附則第5項の規定に基づき、「学校施設のさらなる有効活用に向けた実証実験」（以下「実証実験」という。）の実施に伴う校庭夜間有効活用実施要綱（以下「実施要綱」という。）の特例を定めるものである。

### (実証実験の対象及び期間)

第2条 実証実験は、川崎市立臨港中学校（以下「実施校」という。）において実施する。

2 実証実験は、令和5年7月1日から令和6年9月30日まで実施する。

### (実証実験において使用する予約管理システム)

第3条 実証実験では、株式会社構造計画研究所が提供する「まちかぎりモーター」（以下「予約管理システム」という。）を使用する。

### (利用申込みの特例)

第4条 実施校を利用する団体は、実施要綱第10条第1項に規定する「川崎市学校施設開放利用申込書」の提出に代えて、教育委員会が指定する日時までに、利用申込みを予約管理システムを使用する方法により行わなければならない。この場合において、実施校を利用する団体は、同項に規定する「川崎市学校施設開放利用申込書」の提示を省略することができる。

2 前項の規定による利用申込みは、教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に教育委員会に到達したものとみなす。

3 実施要綱第10条第2項から第4項までの規定は、実施校を利用する団体については適用しない。

(利用の許可の特例)

第5条 教育委員会は、実施校における実施要綱第10条第1項に規定する利用の許可を予約管理システムを使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定による利用の許可は、当該利用の許可を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該利用の許可を受ける者に到達したものとみなす。

(光熱費の納入)

第6条 前条第1項の規定により利用の許可を受けた団体は、当該許可を受けた後速やかに、教育委員会が指定する日時・会場において利用時間に応じた光熱費を納入し、領収書の発行を受けるものとする。

2 既納の光熱費は、払戻ししない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用報告書の提出の特例)

第7条 実施校の利用団体は、実施要綱第11条に規定する「学校施設開放利用報告書」の提出を省略することができる。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。